

取締役・監査役のトレーニングに関する基本方針

シグマ光機株式会社

2021年11月25日制定

記

1. 当社の取締役・監査役（社外取締役・社外監査役を含む。以下同じ）の就任の際には、株主様から負託された役割や法的責任を正しく理解し、適切にその役割・責務を果たすため、会社の事業、財務、組織等に関する情報や必要な法令、規則などの知識を十分に理解する機会を設けるものとする。また、必要に応じ、これらの知識を更新する機会（トレーニング）を継続的に実施する。
2. 当社は、新任・重任を問わず、取締役・監査役に対して、自己の知識や知見を継続的に補完・拡充するとともに、法的な義務と責任の理解と知識の更新を行うことを目的としたトレーニング機会の提供・斡旋を行う。外部での研修等に関しては必要な費用を支援する。
3. 取締役・監査役は、その在任中、社外講師による社内研修や外部研修の受講、社外セミナー（集合・オンライン）への参加を促進するほか、重要事項については取締役・監査役が講師となって他の取締役・監査役に講義を輪番で行うなどして、その理解と定着を深めるものとする。
4. 本方針の改廃は、取締役会での決議によるものとする。

以上